

# 八幡市生活情報 センターだより

令和7年7・8月

第71号



マスコットキャラクター  
クーリン君

## 賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意！

住み始めから、「いつか出ていく時」に備えよう！

### 事例1

アパート退去時、  
自分では通常損耗だと思  
う箇所の**修繕費用**や、**契  
約書に記載のない費用**  
を請求され納得できない。



**原状回復  
してください**



### 事例2

敷金礼金不要のアパートを退去時、  
シャワーヘッドの交換費用を  
請求され、入居時から不具  
合があったと伝えだが、  
**証拠がない**と言われた。



### 原状回復の一般的なルール

- ・借主は賃貸物件の原状回復義務を負う
- ・「**通常損耗**」「**経年劣化**」「**借主に責任がない損傷**」は原状回復義務に含まれない

### トラブルを防ぐために...

- ・**契約前**に契約書類の記載内容  
をよく確認しましょう
- ・**入居時**には賃貸物件の現在の  
状況をよく確認し、**記録に残しましょう**。
- ・**入居中**にトラブルが起きたら、すぐ**貸主側に  
相談**しましょう。
- ・**退去時**には精算内容をよく確認し、納得でき  
ない点は**貸主側に説明を求めましょう**。



### トラブルになったら...

- ・納得できない場合や、トラブルになった  
場合は、**生活情報  
センター**  
に相談して  
ください。  
無料の弁護士  
相談もあります。



困ったときはすぐ相談！

消費者ホットライン(局番なし)

い

1

や

8

や

8

土日祝日も相談できます

(10時～16時)

八幡市生活情報センター

☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00  
13:00～16:30

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)  
〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟